

第43号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「（電車及び自動車を除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とする。

第20条第1項第3号中「指定都市又は中核市」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又は同法第252条の22第1項に規定する中核市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。